

奈良市告示第453号

奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年 7月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市移動等円滑化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の外出、移動又は施設等の利用における身体への負担を軽減するため、本市で事業を行う者及び自治会等が講じる移動円滑化に対する措置について、奈良市移動等円滑化推進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「簡易スロープ」とは、段差の解消により高齢者、障害者等の外出、移動又は施設等の利用における身体への負担を軽減するものであって、取付けに際し工事を伴わないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に事業所を置き、商業その他の事業を行う者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第3号に規定する行政機関等を除く。）

イ 市内の自治会その他これに類する団体

ウ その他市長が特に必要と認める者

(2) 市税の滞納がない者であること。

(3) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、同一年度内において既に補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、簡易スロープの購入に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、国、県その他各種団体が実施する補助制度を利用する場合は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(50,000円を限度とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入を予定する簡易スロープに係る見積書
- (2) 前号の簡易スロープに係る仕様書、カタログ等資料
- (3) 市税納付状況調査兼暴力団等の排除に関する同意書(別記第1号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付を決定したときは、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知をするものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付について、規則第6条第1項に定めるもののほか、当該補助金の交付を受ける簡易スロープについて、次の条件を付するものとする。

- (1) 主たる使用の場所は、本市内とすること。
- (2) 広く公共の用に供すること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、簡易スロープの購入が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、同条に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 購入した簡易スロープに係る領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から8年を経過する前において、当該補助金の交付を受けた簡易スロープを処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出し、かつ、その承認を得なければならない。

(関係書類の保管)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る収支等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収支等についての証拠書類を整理し、簡易スロープを購入した日の属する年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年 7月26日から施行する。